

| | 健康保険法 | | | | 厚生年金法 | | | | 国民年金法 | |
|----------------|--|--|--|----------------------------------|--|---|---|--|--|-------------------------------|
| | 事業主 | 提出先 | 被保険者 | 提出先 | 事業主 | 船舶所有者 | 被保険者・受給権者 | 届出義務者 | 被保険者・受給権者 | 届出先 |
| あらかじめ | ・代理人選定又は解任の届 | 機構又は組合 | | | ・代理人選定又は解任の届 | — | | | | |
| 速やかに | ・報酬月額変更届 ・育児休業等を終了した際の報酬月額変更届 ・産前産後休業を終了した際の報酬月額変更届 | 機構又は組合 機構又は組合 機構又は組合 | ・氏名変更の申出(任継を除く) ・協会管掌健保の被保険者住所変更の申出(任継を除く) | 事業主 事業主 | ・報酬月額変更届 ・被保険者氏名・住所変更届 ・標準報酬月額の特例の届出 | 10日以内 速やかに 速やかに | ・氏名・住所変更の申出 ・支給停止事由該当・消滅の届出 ・障害不該当の届出 | 被保険者 年金の受給権者 障害年の受給権者 | ・支給停止事由該当・消滅の届出 ・所在不明の届出(受給権者の所在が1月以上明らかでないとき) | 機構 機構 |
| 遅滞なく | ・被保険者の氏名・住所変更届 ・協会管掌健保の被保険者住所変更届 | 機構又は組合 機構 | ・任継が適用事業所に使用されたとき等の申出 ・第三者の行為による被害届 ・被保険者証の再交付申請書 | 保険者 保険者 保険者 (事業主を経由) | | | ・所在不明の届出(受給権者の所在が1月以上明らかでないとき) | 受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者 | | |
| 5日以内 | ・被保険者資格取得・喪失届 ・被保険者区別変更届 ・少年院・刑事施設等に収容されたとき等の届出 ・被保険者賞与支払届 ・事業主・事業所の氏名・住所変更の届出 ・新規適用届 ・適用事業所全費届 ・特定適用事業所該当届 | 機構又は組合 機構又は組合 機構又は組合 機構又は組合 機構又は組合 機構又は組合 機構又は組合 | ・任継の氏名・住所変更届 ・資格喪失の際の被保険者証の返納 ・被扶養者(異動)届 | 保険者 事業主 機構又は組合 (事業主を経由) | ・新規適用届 ・適用事業所全費届 ・特定適用事業所該当届 ・被保険者賞与支払届 ・被保険者資格取得・喪失届 ・70歳以上の使用される者の該当の届出 ・70歳以上の使用される者の不該当の届出 ・被保険者種別変更届 ・短時間被保険者区別の変更届 ・事業主の氏名等の変更の届出 ・事業主の変更の届出 | 10日以内 10日以内 — 10日以内 10日以内 10日以内 10日以内 10日以内 — 速やかに 5日以内 | | | | |
| 10日以内 | | | ・2以上の事業所に使用される場合の保険者選択届 ・2以上の事業所勤務の届出 | 機構又は組合 機構又は組合 | ・高齢任加に係る同意の届出 ・高齢任加に係る同意撤回の届出 | 10日以内 10日以内 | ・2以上の年金事業所の選択の届出 ・2以上の事業所勤務の届出 ・高齢任加の氏名・住所の変更の届出 ・死亡の届出 ・氏名・住所変更届 ・加給年金額対象者の胎児出生の届出 ・加給年金額対象者の不該当届 | 被保険者 被保険者 被保険者 戸籍法の死亡届出義務者 年金の受給権者 老厚年の受給権者 老厚年の受給権者 1・2級障害年の受給権者 障害年の受給権者 | | |
| 14日以内 | | | | | | | | | ・被保険者資格取得・喪失届 ・被保険者種別変更届 ・被保険者氏名・住所変更届 ・死亡の届出 | 第1号:市町村長 第3号:機構 受給権者:機構 |
| 20日以内 | | | ・任継の資格取得申出書(資格喪失日計算) | 保険者 | | | | | | |
| 7月10日まで 指定日 | ・報酬月額算定基礎届 | 機構又は組合 | | | ・報酬月額算定基礎届 | — | | | | |
| 条文 | ・適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。(標準はつかない) | | ・保険者は、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。 | | ・事業主は、被保険者(70歳以上の使用される者を含む)の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。 | | ・被保険者は、省令の定める事項を厚生労働大臣に届け出、又は事業主に申し出なければならない。 ・受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働大臣に対し、省令の定める事項を届け出、かつ、省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。 | ・被保険者(第3号被保険者を除く)は、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。(世帯主は被保険者に代って届出をすることができる) ・第3号被保険者は、厚生労働大臣(機構)に届け出なければならない。 | | 機構 機構 機構 機構 |

| <p>備考</p> | <p>・事業主に変更の届出は、変更後の事業主が提出しなければならない。 ・事業主は、被保険者資格取喪の確認の通知、標準報酬の決定・改定の通知があったときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。 ・事業主は、健康保険に関する書類をその完結の日より、2年間保存しなければならない。 ・保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない。</p> | <p>・事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、保険者に変更があったとき、被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。(被保険者が任継であるときは、5日以内に保険者に返納しなければならない) ・死亡の場合は、埋葬料の申請の際に被保険者証を保険者に返納しなければならない。</p> | <p>・事業主は、被保険者資格取喪の確認の通知、標準報酬の決定・改定の通知があったときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。 ・事業主は、被保険者、被保険者であった者又はこれらの者の遺族からこの省令に規定する書類について証明を求められたときは、速やかに、正確な証明をしなければならない。 ・事業主は、厚生年金保険に関する書類をその完結の日から2年間保存しなければならない。</p> | <p>・加給年金額対象者の不該当届については、その事由が年齢到達による場合は、届出不要。 ・子の障害厚年の受給権が消滅した事由が、年齢到達による場合は、届出不要。 ・住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、その死亡の日から7日以内に戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、届出不要。</p> | <p>・第1号厚生年金被保険者である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者については、その配偶者である第2号被保険者を使用する事業主を経由して届出を行う。 ・第2～4号厚生年金被保険者である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者については、その配偶者である第2号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して届出を行う。 ・第2号被保険者を使用する事業主は、經由に係る事務の一部を当該事業主が設立する健康保険組合に委託することができる。 ・市町村長は、第1号被保険者の届出を受理したときは、14日以内に大臣に報告しなければならない。 ・20歳前障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日(7月31日)までに、指定日前1月以内に作成された障害基礎年金所得状況届を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p> | | | | |
|---|--|--|---|---|--|--------------------------|---------------------------|---|---|
| <p>現況届</p> | <p>● 国民年金法及び厚生年金保険法における「現況届」 1. 年金給付の受給権者の確認等 厚生労働大臣は、年金を支払う月(「支払期月」という)の前月において、住民基本台帳法の規定による当該支払期月に支給する年金給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。ただし、当該年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。 2. 本人確認情報の提供を受けることができない年金給付の受給権者に係る届出 厚生労働大臣は、住民基本台帳法の規定による年金給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、自ら署名した届書(自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書)を毎年、厚生労働大臣が指定する日(受給権者の誕生日の属する月の末日)までに提出することを求めることができる。 【現況届の提出が必要となる年金受給権者】 ① 基本情報(氏名、生年月日、性別、住所)が住基ネットに保存されている基本情報と相違している年金受給権者 ② 住基ネットに参加していない市区町村に在住の年金受給権者 ③ 外国籍である年金受給権者 ④ 海外在住の年金受給権者</p> | | | | | | | | |
| <p>日本年金機構</p> | <p>設立: 日本年金機構は、公的年金業務の適正な運営と国民の信頼を図ることを目的に、今までの社内保険庁を廃止し、公的年金業務の運営を行う民間法人として設立。 業務: 日本年金機構は、国(大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など)を行う。</p> <table border="1" data-bbox="644 1012 2694 1167"> <thead> <tr> <th data-bbox="644 1012 1632 1045">大臣から権限委任された業務(機構名で機構が実施)</th> <th data-bbox="1632 1012 2694 1045">大臣から事務委託を受けた業務(大臣名で機構が実施)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="644 1045 1632 1167"> <ul style="list-style-type: none"> ・資格の得喪の確認 ・滞納処分 ・届出・申請の受付 ・標準報酬額の決定 ・国民年金手帳の作成・交付 等 </td> <td data-bbox="1632 1045 2694 1167"> <ul style="list-style-type: none"> ・裁定 ・年金の給付 ・原簿への記録 ・ねんきん定期便の通知 ・納入告知・督促 等 </td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 大臣から権限委任された業務(機構名で機構が実施) | 大臣から事務委託を受けた業務(大臣名で機構が実施) | <ul style="list-style-type: none"> ・資格の得喪の確認 ・滞納処分 ・届出・申請の受付 ・標準報酬額の決定 ・国民年金手帳の作成・交付 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・裁定 ・年金の給付 ・原簿への記録 ・ねんきん定期便の通知 ・納入告知・督促 等 |
| 大臣から権限委任された業務(機構名で機構が実施) | 大臣から事務委託を受けた業務(大臣名で機構が実施) | | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・資格の得喪の確認 ・滞納処分 ・届出・申請の受付 ・標準報酬額の決定 ・国民年金手帳の作成・交付 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・裁定 ・年金の給付 ・原簿への記録 ・ねんきん定期便の通知 ・納入告知・督促 等 | | | | | | | | |